

第四百十二回
会

参議院農林水産委員会會議録第六号

平成十年三月二十五日(水曜日)
午後三時十五分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

大野つや子君
小林 元君
小山 峰男君

補欠選任

小山 孝雄君
一井 淳治君
北澤 俊美君

辞任

浦田 勝君
小山 孝雄君
常田 享祥君
風間 昶君

補欠選任

釜本 邦茂君
大野つや子君
井上 吉夫君
渡辺 孝男君

出席者は左のとおり。

理事

松谷蒼一郎君

委員

岩永 浩美君
三浦 一水君
和田 洋子君
大淵 絹子君
井上 吉夫君
大野つや子君
釜本 邦茂君
国井 正幸君
長峯 基君
一井 淳治君
北澤 俊美君
統 訓弘君
渡辺 孝男君
谷本 颯君
須藤美也子君

政府委員

農林水産政務次官
農林水産大臣官房長
農林水産省食品流通局長
農林水産技術会議事務局長

阿曾田 清君
石井 一二君
矢野 哲朗君
堤 英隆君
本田 浩次君
三輪春太郎君

事務局側

常任委員会専門員
農林水産大臣官房審議官
農林水産省経済局統計情報部長

鈴木 威男君
竹中 美晴君
遠藤 保雄君

説明員

農林水産大臣官房審議官
農林水産省経済局統計情報部長

本日の會議に付した案件

○農林水産に関する調査

(畜産物等の価格安定等に関する件)
(畜産物価格等に関する決議の件)

○委員長(松谷蒼一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、小山峰男君及び小林元君が委員を辞任され、その補欠として北澤俊美君及び一井淳治君が選任されました。

また、本日、常田享祥君及び風間昶君が委員を辞任され、その補欠として井上吉夫君及び渡辺孝男君が選任されました。

○委員長(松谷蒼一郎君) 農林水産に関する調査のうち、畜産物等の価格安定等に関する件を議題

とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○三浦一水君 自由民主党の三浦一水でございます。若干の質問をさせていただきます。昨年の十二月に、基本問題調査会によります中間取りまとめが出されたところでございます。その項目を見ても、畜産に關しましては、「我が国の資源を有効かつ循環的に利用する観点から、畜産において、草地資源の活用等により飼料の国内生産を拡大していくべきである」、このような具体的な記述もあるわけでございます。いずれにしても、我が国の食糧自給率が非常に下落をしております。そのような状況の中で、一方で畜産に要します飼料の輸入が非常にふえてくる。このことは我が国の食糧自給率を下降させている最大の原因であることは皆様方も御承知のとおりであります。そのような中で、今後この畜産を、農業政策の中で、あるいは環境の保全の問題あるいは食糧安保の問題、それぞれの問題と関連づけながらどのように位置づけをしていくかという問題は、事業業のみならず、その範囲を超えて重要なことかと考えております。そういう中からこの畜産の振興ということとどのように位置づけをされていくのか、ちよつと順序が違いますが、まずはその点からお伺いをさせていただきます。と思います。

○政府委員(矢野哲朗君) 委員御指摘のとおり、我が国の畜産は、動物性たんぱく質の重要な供給源として国民の食生活の向上に大きく貢献しております。そして、我が国農業の基幹部門、一例でありますけれども、農業総産出額十兆二千五百億になりますか、そのうち米作が約三〇%、畜産が約二五%ということでありまして、基幹部門として重要な地位を占めているわけであります。加えて、土地利用面からも国土の有効利用に大きな役割を果たして居ることは事実であります。さらに、今後とも中山間地域の条件不利地域を含めた農山村地域の活性化、そして国土の保全、地域の維持増進等を図る上で重要な役割を果たすことが期待されているわけであります。

一方、社会情勢の変化、そして国際化の進展等、新たな基本法制定を含む農政の改革に今取り組まれているところでありますけれども、食料・農業・農村基本問題調査会においても今御指摘のとおり議論が進められておりました。そして、昨年十二月に中間的な取りまとめが行われたところであります。

調査会においては、今後、具体的な施策の方向について議論を深めるとされておりますが、畜産分野についても、こうした議論を踏まえつつ、我が国畜産が重要な役割を果たしているという認識に立つて検討を進めてまいりたいと考えております。

○三浦一水君 我が国の農地がおおむね五百万ヘクタール、あるいはもうそれを切ったというような話を聞くわけであります。そういう中で、輸入飼料を生産するのに必要な海外での土地ということでは一千二百万ヘクタールの面積が必要だとよく言われております。実に我が国の二・四倍であります。

そのような中で、まず数字的にちよつと一点、急ですけれども確認をさせていただきたいのは、現在この輸入飼料の比率というのは国内産の飼料とどのくらいの比率になるのか、教えていただきたいと思ひます。

○説明員(竹中 美晴君) 飼料の供給のうち、輸入飼料の比率ということでございます。これはいろんな観点からの見方があるわけでございまして、国内での需要総量のうちに占めます

粗飼料とそれから濃厚飼料、いずれもこれを純国内で生産されたもの、国内原料で生産されたものの割合、普通、純国内産飼料自給率と言っておりませんが、それで見ますと、平成八年度で二五〇程度という状態になっております。

〇三浦一水君 この飼料関係で見ますと、そうしますと七五〇の輸入をしていると逆算されるわけでございまして、本日に輸入飼料に余りにも依存し過ぎではないか、そのような思いもするわけでございまして。それは当然、基本的な食糧の安全保障ということも踏まえて、私はそのような強い印象を持つわけでございまして。

一方で、畜産・酪農家は、本日にこれまで国民の食生活を支えながら、あるいは三千時間を超えるという労働力を提供しながら今日まで努力は続いているわけでございまして、きょう、ある北海道の議員さんのお話を聞いておりますと、せっかく牧草地として確保し畜産の展開を図ってきたところが、現在後継者をなくし、そこに白樺の樹木がもう五年もすると大きく伸びているという現状を訴えられておりました。一方で、私どもの阿蘇の放牧地帯におきましても、後継者が少ないというところで野焼きができなくなってくる。そうしますと、北海道のその牧草地と同じように、我々が牧草というところで利用してきております原野の中に灌木が伸び始めまして原野の維持ができないう。これは、事業業のみならず、いわゆる観光レジャー資源としても大きな損失を今こうむりつつあるといったような状況になってきているわけでございまして。

そのような状況の中では、何回も議論を重ねられて、まだこの基本法の見直しの中で論点の整理ができていない部分でありますけれども、いわゆるそういう条件の不利な地域に対して、営農だけではもう生活ができない、所得が低いのが現状であるとするならば、さらに牛乳に代表されます国民に必要な食糧物資の確保を図る、あるいはそれに必要な自給力を維持するということがならば、最

低限のコストは国として、あるいは国民として負担をするということについても理解が求められるのではないかと、そのように常日ごろ考えているわけでございまして。

私は、直接所得補償だけがデカップリング政策ではないと日ごろ考えておるわけでございまして、この点につきましてもお尋ねをしたいと思います、農林水産省としてこの問題をやるとするならば、その支障になることは何なのかというのを例示をいただき、御説明いただければと思います。

〇政府委員(堤英隆君) 今、直接所得補償についての御指摘がございました。

直接所得補償と一口に言いますが、幾つかの類型があるというふうに理解をいたしております。今、先生おっしゃいましたように、いわゆるEU型でもとられておりますように、条件不利地域、日本では例えば中山間地域、そういったことに對する直接所得補償的なもの、それから環境の面に配慮していわゆる直接所得補償的なもの、それからこれもEUやアメリカでとられておりますような価格支持政策との関連で、例えば支持水準を下げるというところの見合いで直接所得補償を導入するといった形のものがあるかと思っております。

全体をひくくするめとてということではそれぞれ差がございまして、なかなか一口に言いがたい面がございまして、例えばEU型の条件不利地域対策というところになりますと、これも幾つかの問題点があるわけでございまして、例えばEUあるいはアメリカと日本と比べましたときに、EU型におきましてはかなり構造政策、規模拡大が進んでいるという状況がございまして、そうしますと、うと、そういうことを無視していわゆる財政負担による支持ということになりますと、そういった零細構造を日本の場合には温存してしまうのではないかと、この問題点が指摘できると思っております。

それから、現在、日本では混住化社会というところとございまして、中山間地域や農山村を含めて農家の方々以外に非農家の方々もたくさんお

れます。そういう方々もそれぞれ生業についておられるわけでございまして、そうした中で農家の方、林家の方だけに財政負担をもって直接所得を補償するということはどういう合理的な理由なんだというところについても、やはりきちんとしたものでなければならぬというふうに思っています。幾つかありますけれども、例えば条件不利地域でもそういう問題があるかと思っております。

それからもう一点、価格支持政策との関係での類型もあるわけでございまして、これも価格を下げて、その見合いでもって直接所得補償をしていくということもございまして、日本ですべて考えました場合に、幾つかの農産品につきましては価格支持をやっているわけでございまして、価格支持水準を下げるということにつきましては、やはり農家の方々の同意を得て、それとのバランスで直接所得を入れるか入れないか、そういう議論をきちんとしてないと、単純にプラスアルファだというふうには理解されても、これまたなかなか国民の皆様への御支持が得られないんじゃないかというふうに思っています。

そういった幾つかの問題点がやはりこの問題にあるというところとございまして、農家の方々も含めて各界各層、それから消費者の方々、そういった方々の中での御議論というものをとつと深めて、それで日本の政策の中にデカップリング政策をどういう形で位置づけるのか、入れるとすればどういう形のものでなければならぬのか、そういった御議論をさらに深めさせていただきたいというふうに私も思っております。

〇三浦一水君 非常に理解のできる説明であったと私は思います。また、そういうことを越えていかなければ、今この農家、農村の現状、特に条件の不利な地域において、後継者といわずともその地域の居住者を確保していくこと自体がもう無理だというのは結論めいたものがあると思っております。そういう中では、私は越えるべき議論には今後積極的に参加をさせてもらいたいと思っておりますが、いずれにしても農林水産予算は限られてい

るということであります。その中に、事業、政策、すべてを思い切つて見直して、その点をクリアしていくということも私は現状の中では必要なことではないかと。WTOの交渉をにらんで、いわゆるグリーンマークをどう確保していくかという点においてはこの方法しか道はないような気もするわけでございまして、その点、今後においても鋭意努力をお続けいただきたいと思います、議論には参加をしていきたいと思っております。何かお答えがございましたら。

〇政府委員(堤英隆君) 農業政策の世界の潮流は、今、先生が御指摘のように、EUであれアメリカであれ、やはりそういった今御指摘のような方向に流れつつあるというふうに私も思っております。

そういう中で、私どもとしては、先ほど申し上げましたような構造政策、規模拡大との関連、あるいは農家と非農家との関連、そういった形での国民的な合意をどう取りつけていくことができるかというところを意を用いていきたいというふうに考えております。

ただ一点申し上げたいのは、現在のWTO協定上、先生おっしゃいましたように、いわゆる緑の政策という形で認められたものと黄色の政策という形で削減の対象になっていくものというふうに分けられるわけでございまして、かなりのものが緑の政策といえますか、そういうものの中に包摂されているということも現実でござい

ます。そうしますと、黄色の政策は現在どういうものになっているかといえますと、やはり価格政策、米でありますとか小麦でありますとか、現在、御議論になっておりますような牛乳・乳製品でありますとか、そういった価格支持政策の不足が、いわゆる黄色の政策となつていくものといえますが、予算的に申し上げると、かなり緑の政策という中で現在整理ができてつつあるんじゃないかというふうに思っています。

そうしますと、やはり先ほど申し上げましたように、価格支持政策といわゆるデカップリング政策との関係をどうするのか。御議論を相当進めていただく中でこの方向を見つけていただかなきゃならないんじゃないか、また見つけていく必要があるというふうに思っております。

○三浦一水君 まことに私もそのとおりだと思います。大いにその点は今後議論させていただきたいと思いますが、今、現状我々が農業予算の中で配分をしている、これは広義にデカップリングと言える政策があれば一、二ちよつと簡単に例示をしていただきたい。説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(堤英隆君) デカップリングという概念をどうとるかということになりますので、一義的には言にくい面がございますが、いわゆる農家の所得的なものに配慮した政策が日本ではないのかということになりますと、必ずしもそうではないというふうに思っております。

例えば、基礎関係で申し上げますと、土地改良施設関係につきましては維持管理という形の中で、その地域の方々の努力に応じた形での支援というようにも現実には基金の中から出しておりますし、それから畜産関係の施策も、これもデカップリングと言えらるかどうかいろいろ御議論はありますけれども、農家の所得という概念から、肉畜関係につきましてはそれなりに政策の視点を当ててやっているものもあるというふうに思っております。

そういった事例、幾つかの例示はあるかと思ひますが、いわゆる先生がおっしゃいます本格的な意味でのデカップリング政策ということからいきますと、そういう概念のものは余り日本の場合にはないということだと思ひます。

○三浦一水君 今はつきりと概念の整理から必要なことがあるんだという印象を受けましたが、これまでの政策に膠着されずに、逆にそういう中での拘束のない絵をかいてみるということも大いに参考になるのではないかと思います。ぜひ今後

よろしくお願いを申し上げます。

最後に、生乳の問題について一点お尋ねをしまして、私の質問を終わりたいと思ひますが、都道府県の酪農経営の安定のためには飲用乳価の安定を図ることが私は特に重要であると考えております。

最近の五、六年の状況の中では、加工原料乳につきましては二円四十八銭、それから飲用乳価は七、八円も引き下げられたと、そのような状況を聞いておるわけでありまして、この背景をいたしましては、指定生乳生産者団体が生乳の広域流通の進展に十分対応ができていないのではないかと、そのような認識を持っておりますし、また一方で、むだな競争をしている現状も指摘ができるのではないかと考えております。そういう中で、九州では指定団体の一元化にこの数年取り組んできております。県間の乳価水準の格差やあるいは組織間のこのような利害調整等、困難な問題に直面して、なかなか取り組みの割には進まないという状況もあるわけがございます。

しかしながら、要するに、非常にマーケット側に牛耳られた乳価の価格決定になっている。これは最近の野菜等の状況にも見られますように、いわゆる市場外流通がふえているという状況の中でありまして、生産者の立場を守っていくのは政策的なものもあるんでありますが、いかに生産者側のスケールメリットを出していくかということが非常に肝要な思いがするわけでございます。

そういう状況の中で、ブロック化を達成していくことは大事なことでと私なりに考えておるわけでございますが、農水省として、これらの問題につきましまして、私は積極的に従来にも増してやっていくべきだろうという考えを持っておりまして、しかも、新しい年度に向けて、さらにそのような姿勢をお聞かせいただきたいと思いますというわけでありま

す。

○説明員(竹中実晴君) 生乳の広域流通の進展に対応いたしまして、平成八年度から九州ブロックと関東ブロックにおきまして生乳広域流通組織化

モデル事業というのを実施いたしまして、指定団体の広域化に向けた生産者団体の取り組みを支援しているところでございます。

そういう中で、平成八年度十二月の行政改革委員会規制緩和と小委員会からの意見具申を契機といたしまして、指定生乳生産者団体制度の在り方に関する検討会というのを開催いたしました。その中で、都道府県においては指定団体の広域化を図っていくべきであるという内容の報告がございました。これを受けまして、生産者団体は広域化の具体的な実行方策について協議をしているところでございまして、だんだん機運が盛り上がりつつあるところではないかと思ひます。

特に、九州地区におきましては、ことしの二月に七県指定団体によりまして新たなブロック化の取り組みを開始するということと合意をされまして、現在、九州ブロック指定団体設立準備会の設置等について協議中であると聞いております。また、関東地区におきましても、関東ブロック指定団体協議会のもとでブロック化に向けた機能、組織の統合等について協議をしている、そういう状況であるというふうに伺っております。

先生御指摘のとおり、指定団体の広域化ということとは今後大きな課題でございます。私どももいたしまして、現在進められているような自主的な取り組みが着実に進展いたしますようにいろいろな面で御支援をさせていただきたいと考えております。

○大野つや子君 自由民主党の大野つや子でございます。私は、食肉の安全性についてお伺ひいたします。

日本での畜産・酪農経営が構造不況とも言える状態にある中、食肉の輸入量は確実に増加いたしております。輸入食品に關しましては、イギリス産牛肉の狂牛病騒動を契機として食肉の表示に関する公正競争規約を改正し、平成八年八月一日から、単に輸入肉という表示から原産国表示が義務づけられることとなっております。

ですが、平成九年に日本の総輸入量の四一%、約二十九万トンの豚を輸入している台湾で、牛、豚、羊などに口蹄疫の感染があり、大きな影響があったことは記憶に新しいところでございます。また、香港での主として鶏による感染で死亡に至るいわゆる新香港型インフルエンザも大変な騒動になりました。口蹄疫は人への感染はないように言われておりますが、狂牛病も、香港の新型インフルエンザも鶏が媒介して人への感染が懸念され、すべて病気に加わったと思われる動物、または感染の可能性のあった動物は処分されたと公表されておりますが、消費者としては大変不安の残るところでございまして。

そこで、こうした伝染病のその後の発生状況及びそれに対する我が国の対応はどのような状況になっているか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(竹中実晴君) 海外での家畜伝染病の発生状況ということでございまして、昨年三月に台湾で発生いたしました豚の口蹄疫は、約四百万頭の豚が殺処分されたなど甚大な被害を与えまして、昨年七月以降一時的に終息しておたわけでございますが、その後十二月から一月にかけて再発をいたしまして、また八百七十一頭の殺処分が実行されたというふうに聞いております。二月以降は幸いまだ発生は見られていないということでございます。

それから、昨年十二月に香港で発生いたしました鶏のインフルエンザでございますが、これも六人の死亡、百六十万羽の鶏の殺処分という被害があったわけでございますが、本年一月以降の発生は報告されておられません。

それから、昭和六十一年に英国で初めて発生が確認された狂牛病につきましましては、このところ発生件数は減少しておりますが、引き続きヨーロッパで発生が報告されているというような状況でございます。

こういった伝染病は我が国には発生はございませんで、伝染病の発生した国からの動物、畜産物につきましましては、伝染病を持ち込むおそれがあり

ますことから直ちに輸入を禁止するなど、水際での侵入防止に努めてきたところでございます。
今後とも、これらの伝染病を含め、海外での家畜伝染病の発生状況につきましても的確な情報収集をしながら侵入防止に万全を期してまいりたいと考えております。

○大野つや子君 ありがとうございます。これからはよろしくお願ひしたいと思います。

今の質問に関連いたしまして、食肉と申しますか、畜産における安全性を確保する手段として、国内の畜産を振興し、安全に育てられた食肉を安価に供給するシステムの再構築といった方向が一つ考えられます。また、危害分析重要管理点と言われるHACCP手法の拡大と徹底ということも考えられると思います。

御承知のとおり、HACCPは平成七年の食品衛生法の改正により、総合衛生管理製造過程と称する承認制度として導入されております。加工食品について危害分析を行うことにより、原料から製造工程にわたって問題点をリストアップし、重要管理点によってこれらの処理方法を明確にし、工程ごとに安全性をチェックして記録に残すというものです。大手食品会社や、平成七年に起きたEUによるホタテガイなどの日本からの輸入禁止措置の関係から、大手水産会社は既に導入し、また乳製品メーカー三十六社もHACCPを導入しているという聞いております。

新規の設備投資も必要となるわけでございますから、その支援措置もこれから大いに必要であろうと思いますが、この手法をオーストラリアなどのように、処理、加工や流通の段階だけでなく、飼育、生産段階から取り入れることも有効かと思えます。

以上、国内の畜産をさらに振興し、公的な支援措置によって安全かつ安価な食肉を供給する方法、何らかのHACCP的な手法による安全性の確保という二点につきまして御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(竹中義晴君) HACCP方式のお話で

ございますが、家畜の飼育段階におきます安全性の確保ということ、第一義的には都道府県の家畜保健衛生所がこれに当たっているわけでございますが、いわゆるHACCP方式の家畜飼育段階への導入につきましてはまだ確立した方式がございませんで、現在のところはその前段階として、平成八年度よりこのHACCPの考え方に基づいた生産衛生管理基準を家畜の飼育段階に導入するためのモデル事業を実施しております。そういったモデル事業による知見等を踏まえてHACCP方式の確立を目指しているというのが現状でございます。

それから、屠畜場なり食肉の加工製造業の分野におきましては、まず屠畜場等の食肉処理施設でございますが、平成八年のO157等を踏まえまして、厚生省では、畜場法の政省令の一部改正を行いまして、HACCPの考え方を取り入れた屠畜場の新たな衛生管理基準、それから構造設備基準を設けたところでございます。

こうした措置に対応いたしまして、農林水産省としましては、食肉処理施設における衛生水準の向上等、食肉処理施設の整備を図るために、産地食肉センターにおける衛生管理施設の整備や食肉処理業者に対する衛生研修等を内容とする事業を実施しているところでございます。

それから、食肉加工製造業につきましては、厚生省は平成七年五月に食品衛生法を一部改正いたしまして、HACCP方式を取り入れた総合衛生管理過程を食肉加工品や乳製品等導入できることにいたしております。食肉加工業界におきましては、日本食肉加工協会の中にHACCPの研究班を設置いたしまして、厚生省の指導によりまして食肉製品の総合衛生管理製造過程を策定いたしますとともに、業界関係者に周知徹底してきているところでございます。

食肉加工業界におきまして、HACCP導入に對します意欲は非常に高いということでございますが、厚生省への承認申請も今月から開始しているというふう聞いています。

す。
○大野つや子君 最後の質問になりますが、遺伝子組み換え食品の表示についてお伺いいたします。

昨年六月五日の農水委員会におきまして、遺伝子組み換え食品の安全性及び表示について質問を行っていただきました。その折、遺伝子組み換え食品などの表示義務を論議する食品表示問題懇談会は、審議内容、経過につきオーブンに、また年度内に取りまとめを行いたいという御答弁をいただいております。しかし、本年一月上旬には、一部マスコミにより、農水省、表示義務づけ見送りとの報道があり、それに対する否定報道などがございました。遺伝子組み換え食品などの決着が大幅におくれそうであり、五月のコーデックス委員会の成り行きを待つという報道もございました。

この機会に、その後の経過などがどうなっているのか、お伺いさせていただきます。

○政府委員(本田浩次君) 遺伝子組み換え食品の表示問題についてでございます。

先生御指摘のとおり、昨年も答弁をさせていただきました。少しその後の経過を含めて御説明をさせていただきます。

先生御承知のとおり、平成八年に厚生省によりまして遺伝子組み換え食品の安全性確認が行われております。遺伝子組み換え食品の市場流通が現実になりましたことから、消費者などから遺伝子組み換え食品についての表示を求める声が大変高まったわけでございます。

一方、遺伝子組み換え農産物につきましては、第一点として、従来の農産物と実質的に同じものである場合には大変区別が困難であります。したがって、表示を行うためには生産から流通の各段階において区分する必要があります。それから加工食品におきましてはすべての原材料につきましてもその農産物の素性にまでさかのぼることが極めて困難なこと等々の、表示に関しま

して多くの問題が想定されたわけでございます。このために、私も農林水産省におきまして、遺伝子組み換え食品の流通実態を踏まえた表示のあり方を検討するために、食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会を開催することとしたところでございます。この懇談会につきましては、昨年の五月からこれまでに六回開催をしたところでございます。

これまでの懇談会におきましては、まず第一点は、学識経験者、生産・流通・加工関係の有識者などの関係者からのヒアリングを行っております。それから、この懇談会の座長と消費者関係の委員の方によりまして米国及びEUの現地調査を行っていただいております。その現地調査を報告して御議論をいただいております。それから第三点目には、遺伝子組み換え食品に對します表示についての海外の取り組み状況について紹介をさせていただいていること等々を行ひまして、各界を代表する委員の方々が表示のあり方全般につきまして熱心に御議論をいただいております。

この懇談会につきましては、昨年も答弁をさせていただきました。また、昨年度も御答弁をさせていただいたこと等々を御審議いただいていることでもございます。私どもとしてもできるだけオープンな形で議論を行っていただきたいと考えています。懇談会自体を公開で開催する、マスコミの関係の方々とはもとより、一般の方にも傍聴していただいているわけでございます。そうした形で開催いたしますとともに、議事録につきましても農林水産省のホームページなどを使用しまして広く公開しているところでございます。今後、これまでの議論などを通じて、把握されております消費者の方々の要望でございます。とか、生産・流通の実態などをできるだけ明確にしていこうということに加えて、FAO・WHO合同食品規格委員会の食品表示部会の検討事項、それから諸外国の取り組み事例などを踏まえて、表示のあり方を検討するに当たっての論点を

整理しながら議論を進めまして、一定の議論の集約が可能な段階で取りまとめを行っていただくこととしてお聞きをいたします。

それから、一部の報道におきまして、農林水産省が表示義務づけを見送ったなどの報道があったわけでもございますけれども、ただいま御説明いたしましたとおり、現在検討が進められている段階でございますので、そのような事実はないと改めて御報告をさせていただきますというふうに存じます。

以上でございます。

○委員長(松谷 一郎君) この際申し上げますが、政府委員は簡潔、明快に御答弁をお願いします。

○和田洋子君 民友連の和田洋子でございます。遺伝子組みかえの御説明をとてもよく説明をしていただいたので、国民が今一番の関心事ですから、私は大変いとお答えだと思っておりますので、一言申し上げます。

平成十年度の畜産物の価格が決定されるというときに、私は今正直に申し上げますと、衆参両院の農林水産委員会は毎年、畜産振興審議会の開催に合わせて畜産・酪農政策を議題として議論を行っているわけですが、既に諮問をされている、そういう中で価格は実質的に決定したのも当然であるというふうに思っております。審議会の答申も諮問を追認するのが最近の例となっており、この委員会でも私たちが畜産農家の方たちの汗を、その苦しみを幾ら申し上げても、もう価格は決定されているのも当然のようときに質問をするのが大変残念であります。

そんな中で、農政問題に対する基本の質問をさせていただきます。

私は、この質問のときに当たりまして、農林水産大臣の所信表明と、そして中間取りまとめを二つ読ませていただきました。農林水産大臣の所信表明の中には畜産という字は一つもありません。そして、それは各論までは触れないということもよく存じているつもりですが、この中間取りまとめの中でも四力所取り上げられておりますが、そ

れは食品と産業の発展という言葉だけでありますので、私はもっともつと農林畜産に対して、農林省がいかにこういう大事なものをしっかりと見ていくというところのあらわし方を考えていただきたいという思いがいたします。

それを大臣はこの農業基本法の改定に当たってどういうふうな思いでおられるか、お聞きします。

○説明員(竹中 美晴君) 食料・農業・農村基本問題調査会の中間取りまとめに畜産のことが余り出ていないではないかと、その事実関係についてだけ私から申し上げさせていただきます。

御存じのとおり、昨年の十二月に中間取りまとめが行われたわけですが、これまででは大きな全体に共通するようなテーマが中心に議論されてきておりまして、調査会におきましては具体的なそれぞれの分野の議論につきましてはこれから議論を深めていくという段階でございます。畜産分野につきましても、したがって今後さまざまな議論がなされるものと考えております。

私ももしましては、そういう中で畜産の位置づけ等々につきましては議論が深められていくであろうし、私どもとしても並行して検討していきたいというふうに考えております。

○和田洋子君 政務次官もお答えをお願いします。

○政府委員(矢野 哲朗君) 大臣の考えでありますけれども、先ほど三浦先生にも同様の答弁をさせていただきます。

全体の農業の生産高の中の、十兆二千五百億ですか、その中の二五％を畜産が占めると。このことをとらえまして大変重要な基幹部門である。このことは間違いのない事実でありますから、その振興方に今後より積極的に取り組んでいく、こういうことを御答弁させていただきたいと思っております。大臣も同様に考えていると、こう御理解いただいて結構であります。

○和田洋子君 ぜひ、言葉だけではなく本場の意味で考えていただきたいというふうに思います。

私の地元の畜産農家のお話をさせていただきます。

牛を飼っている農家ですけれども、子牛を生産する方がだんだん減っているそうです。それは何でかという、元牛の価格が大変高くてなかなか子牛を生産する農家がないというところだそうなんです。そして、そんな中で、子牛というのは一頭四十万円くらいするそうなんです、その子牛を二年間預かって、そして売れる段階になったら百万円で売れる子牛というのは本場に少なくて、平均すると七十万円くらいだそうなんです。四十万円で買った子牛を二年間飼って飼料を与えて、もう本場に手間をかけて大体七十万円くらいでしか売れないそうです。

その内訳をちょっと申し上げてみますと、二年間で飼料は大体二十万円くらいかかるそうです。そして牛、いろんな病気や何かがあるので保険にも入る、そして施設費、光熱費、考えたら人件費なんて全然ないというふうに言っています。そんな中で畜産農家は大変な苦勞をしているわけなんです。

そして今、国際的な肉の価格の中で競争すると、日本の肉というのはもう量的には全然外国とは競争できない。それならやっぱりどうにかして良質の肉をつくらなくてはならないということと、牛に濃厚飼料、アメリカからのデントコーンとかそういうものを与えているんですけども、その外国からの飼料は円高不安、また為替のレートでも本場に一番一憂して大変農家の皆さんは苦勞をされているわけがあります。国が飼料の備蓄とか、そして国と農家の方たちで基金を創設しているわけですが、その基金も本場にだんだん少なくなっている、その現状の中で、農家の方たちが安心してできるような備蓄と補てん策というものを考えておられるかどうか、お尋ねをいたします。

○説明員(竹中 美晴君) 飼料穀物の備蓄のお話でございました。

我が国の場合、配合飼料等の原料になります飼料穀物のほとんどを海外からの輸入に依存しております。

りますことから、従来から配合飼料原料の年間使用量のおおむね一カ月分に相当する百二十万トンの備蓄をしているところでございます。民間におきましてはほぼ同量の通常在庫が確保されているということ、合わせて二カ月分が確保されているということでございます。

配合飼料価格が高騰した場合には、畜産農家に対する影響が非常に大きいということから、配合飼料価格安定制度による補てんを実施しているところでございます。最近では、平成七年以降の価格の上昇に対しまして、国が助成する異常補てんで四百七十五億円を交付しましたほか、民間のみで積み立てております通常補てんでも約千三百九十億円の補てんがされているところでございます。

この財源について心配はないのかというお尋ねがございましたが、異常補てん財源につきましては、十年度予算におきまして九年度と同額の三十八億円を計上いたしました結果、十年度において七十六億円の積み増しを予定しております。財源として約八百億円が確保される見通しでございます。通常補てんにつきましても、十年度におきまして財源として約四百億円が積み立てられる見通しでございます。お話がございました必要財源は十分確保されるものと考えております。

○和田洋子君 乳価についてお尋ねをいたします。

私は、生活者というか主婦の視点で、いつも牛乳はすごく安いという思いがいたしています。ここに御了解を得て水と牛乳を持ってきました。水と空気はただと昔から私たちは思っていたんですが、そういうことを言うつもりはないんです。

酪農家の生乳の販売価格は、飲料向け乳価と加工原料向け乳価で異なっておりますけれども、昨年の飲料向け乳価、生乳の生産者価格は地域によっても若干の違いはありますが、報道によりますと、一キログラム当たり九十四円ということになります。これが牛乳という製品になりますと、こ

こにも持つてまいりましたけれども、一リットル百九十円とか、これは二百八円、きのう麴町の宿舍の近くのスーパーは目玉で百五十八円という値段がついてます。(安過ぎる)と呼ぶ者あり)これは目玉商品ですから。牛乳と卵という商品はスーパーなどでは客寄せの目玉商品として使われているのが大変多いわけでありまして。この値段が高いと思うか安いと思うかについては、一様ではないと思いますけれども、那須高原にも水があるわけですが、そういう牛乳の値段と水の値段がほぼ同じであるというには大変な疑問を持っています。

申し上げるまでもなく、日本の酪農経営は、世界で最も高い土地に悪条件の中で粗飼料の基盤を確保せざるを得ないほか、サイロとか大型の農業機械とか畜舎とか、外国なんかは外で飼っているんですけれども、日本は畜舎が要る。そして、搾乳システム等多額の投資を必要としたしており、動物の管理を行っている関係から十分な休養もないまま女性の方たちも大変苦労をしております。このような経営によつて生産される生乳の生産コストは、平成八年度の全産乳生産費によれば、生乳百キログラム当たり七千三百八十四円、一キロ当たり七十四円と換算しております。

ところで、ここに持つてきたミネラルウォーターは近くのコンビニで買つてまいりましたが、「目玉じゃないのか」と呼ぶ者あり)目玉じゃないと二百二十円です。一リットルに換算しますと百十円ということになります。ミネラルウォーターにもいろいろありますが、こっちはフランスのブランドの商品でボルビックというの〇・五リットルで百三十円、一リットルで換算しますと二百六十円です。ここにもあります成分無調整の北海道の牛乳は二百八円、さっきも申しましたように百五十八円というのもありました。このほかに水はエビアンの一リットルが二百十円、また那須高原の自然の水は一リットル九十六円、これは同地域で生産された飲用の乳価とほぼ同じです。さっきも申し上げましたように、私は水と空気

はただだと思つてゐるつもりはないんですけれども、水と牛乳が大体似たような値段で売られているのが実は現状であります。確かに、東京の牛乳小売価格はニューヨークやロンドンやパリに比べれば四倍程度になつてゐるそうですが、これも内物価で比較してみればミネラルウォーターと同程度であり、酪農家の血と汗の結晶として生産されたものとしては決して高いものではないといふに私は思つてゐます。牛乳の農家販売価格の総合乳価全国平均は平成五年度以降もう全部下がつて推移しています。水の値段よりも安くなつて当然というような風潮に無理があるのではないのでしょうか。

それから、乳価について指摘したいのは、その国の事情によつてかなり違うところもあります。大量に牛を飼つてゐるとか外で飼へるか、そういうこともありますけれども、例えば中央畜産会が発行した雑誌で、「ニュージランドを旅して」という大成清さんがニュージランドの乳価を書いておりますが、「ニュージランドにおける酪農乳製品の動向」という表によりますと、九六年度における乳価は一キログラム当たり三・一八二ユージーランド・ドル。ここで邦貨に換算してみますと、現在「ニュージランド・ドルはおよそ七十五円ですから、乳価は二百三十九円ということになります。日本の飲用乳価でさえ九十四円というのに、これはいかに高過ぎるものではないかというふうと思つてちよつと調べてみました。

ニュージランドにはジャージー種といふごく脂肪の高い牛乳があるそうですが、ニュージランドの牛の平均を見ますと、ホルスタインが一番多くて五七％で、ジャージー種は一七％しかない。あとホルスタインとジャージーの交雑種という混血なんです、一七％ということとで、決してジャージー種だけの乳価ではないはずであります。

世界一の酪農王国の乳価が日本の約二・五倍といふのはどのように理解したらいいのか、私は今でも半信半疑です。もしこれに御説明があればお

願ひいたします。

○説明員(竹中義晴君) ただいまにわかに伺ひましたので、そういう二百三十九円というようなことがあるかなど疑問に思つていますが、データもございませぬのでコメントをさせていただきます。

○政府委員(矢野哲朗君) 那須の水なども出していただまして、私は那須の水は大変おいしいと思つてゐるのであります。

一例で、ペットボトルやら牛乳の比較をされました。加えて、アラビアから持つてくる油が今五十八円何十銭の税金をつけて八十円から九十円で売られてゐるんですね。

ですから、何が安いんだろ、何が安いんだろということ、この高いか安い絶対的な価値観がちよつとわからなくなつてきている今の日本の市場性があると思うんです。本来、今、先生御指摘の、水がそれだけ高かったら、当然健康にいいんだから牛乳を買おうというような消費動向があつてしかるべしなんですけれども、最近トレンドデーターだといつてペットボトルを持ち歩くのがはやつてゐる、どうも信じられない消費動向があることも事実だと思つてゐます。

いづれにせよ、今、国内での消費動向が非常に多様化しているということも事実だと思ひますので、その点での対応も今後考えていきたい、こう考えております。

○和田洋子君 乳価の決定に当たりましては、ぜひこういうこともお考えをいただいて、そして決定いただきたいと思ひます。

最近の報道によりますと、生産者団体が九八年度の飲用乳価交渉を控えて、一キログラム当たり二円以上の引き上げを要求しているようでありまして。しかし、乳業メーカーサイドでは逆に二円以上の引き下げ方針で臨むようであります。

ここ数年間の総合乳価の推移を見ますと、平成六年度の乳価は一キログラム当たり八十五円八十銭で、前年対比一・五のマイナス、平成七年度は八十五・三円でマイナス〇・六％、平成八年

度はマイナス三・二％、平成九年度は四月から九月まででマイナス〇・八％というように、一貫して引き下げられてきました。この間の飲用乳価は、六年度が引き下げ、七年度は前年度並み、これは天候不順とか需要の低迷が響いて前年度をわずかに下回り、八年度は乳価の引き下げと需要の伸び悩みから前年度を大きく下回るといふ推移をたどつてきたのであります。

そして、このような価格の引き下げと低迷がどのように小売価格に反映してきたかと申しますと、さきの小売価格の国際統計では、平成六年十一月の東京における牛乳の価格は二百九円であり、平成七年十一月は二百六円でありまして、およそ生産乳価が下がつた分だけ小売乳価も引き下げられたということになります。

しかし、それではこの間の乳業メーカー流通部門の合理化がなされたということがあつたのでしょうか。それよりも私の感覚では、バーゲンによる目玉商品としての一過性の値段ならともかくとして、一般的な価格水準がそれほど低下しているという印象はないんです。結局、乳業メーカーは生産者からの仕入れ価格を買い取つてみずから利益の確保を図つてゐるだけ、企業努力はすべて交渉力の弱い生産者の肩にのしかかつてゐるだけだと思ひます。

このような図式で乳価が決まる状況の中で、酪農家の振興をどういうふうに行つていかれるおつもりですか、お尋ねをいたします。

○説明員(竹中義晴君) 我が国の酪農は戦後目覚ましく発展してまいりまして、飼養頭数規模等におきまして、もう北海道で考えればEUのレベルをはるかに抜いているといふようなところに発展してまいりました。この間、合理化によりましてコストの削減等も進みまして大きく育つてきたわけでございますが、規模拡大をする過程でやはり外国からの配合飼料に依存する、その依存度合いが高まつてくるというふうな問題も抱えております。

規模拡大につきましても、今後ますます規模拡大

大を追求している農家と、それから規模拡大はこれぐらいにして中身を充実させようという農家、あるいは非常に粗放的に経営をいたしましてコストを安く上げてやっていく農家、かなり多様化し始めているような段階であらうかと思ひます。

いづれにしても、それぞれのタイプに応じまして、我が国の酪農が今後新しい発展のプロセスをたどることができまうように、生産から流通、加工、各般にわたる施策を講じていきたいというふうに考えております。

○和田洋子君 先日、三月四日の朝日新聞によりますと、実質酪農家は百七十三戸、負債額の平均は約一億円というふうに出ておりました。こういうことを踏まえて、ぜひ酪農家の皆さん、畜産農家の皆さんの思いを十分に反映した政策であつてほしいというふうに思ひます。

次に、家族労働報酬の評価、男女別労働単価の相違についてお尋ねします。

畜産物生産費の構成要素であります家族労働報酬の評価がえについて伺ひます。

家族労働の評価につきましては、昭和五十年までは評価基準として農業臨時雇い賃金が採用されていましたが、その事例が著しく減少したためにその適用が難しくなつて、五十一年の調査からは、調査農家の所在するその地方の農村雇用賃金によつて評価されることになりました。生産費調査の見直しが行われて、平成四年からは、農村雇用賃金による評価から労働省が調査する毎月勤労統計調査の結果によつて求められた農業労働評価賃金によつて評価されることになつたと言われま

す。そして、この具体的な評価は、都道府県単位に建設業、製造業、運輸・通信業の三業種の五人から二十九人規模の管理労働者を含めた労賃単価により男女別に行われております。

私がここで申し上げたいのは、男女同一賃金が原則になつてゐる中で、例えば建設業でビルの一層高いところにある男の方と下で働く女性が単価が違ふというのはそれは仕方がないというふう

に思ひますが、同一労働で同一賃金がこれは原則だということに思ひます。

そういう意味で、同一賃金で評価が行われていないということについてどういふふうにお考えですか。

○説明員(遠藤保雄君) お答え申し上げます。

生産費調査における家族労働の評価でございますけれども、今、先生が御指摘のとおり、歴史的な経緯を踏まえて、現在、毎月勤労統計調査結果の、これは北海道の生産費をベースに計算しておりますので、北海道の三業種、そして男女別賃金で評価してあるということでございます。

今御指摘の同一労働同一賃金の原則との関連でどうであるかということでございますけれども、この件につきましては私もいろいろ農業労働の実態を今回、昨年の論議も踏まえて調査していただきまして、その過程において、酪農においては搾乳などの飼育管理に関する作業そのものは男女間の差は少いといふことが、牧草生産とかあるいは経営方針、作業計画等は経営主の大宗を占める男性が判断しているということでございます。

さらに、学識経験者の意見も承りましていろいろ検討をいたしました。その意見は、酪農労働は男女の差が少いといふことも、男女間にはそれぞれ労働の特性を否定し得ない、こういうことでございます。

したがいまして、男女間の労働の質に差があるといふものにつきます。要するにその質の差を踏まえて男女別の現行の評価をしていかざるを得ないという結論に至つた、こういうことでございます。

○和田洋子君 実際、酪農家また畜産農家の女性たちは私は多く知つていますが、男性と同じ仕事をされておられます。絶対にこれは同一労働であるから同一賃金があるべきだと思ひますので、その点をよく御研究いただきたいと思ひます。

牛乳の表示についてお尋ねをいたします。厚生省のいわゆる乳等省令によりますと、「牛乳」とは、直接飲用に供する目的で販売する牛の

乳をいう。とされております。「加工乳」とは、生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したものであつて、直接飲用に供する目的で販売するものをいう。と定義をされております。さらに、「乳飲料」とは、生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料であつて、第二項から第十項まで及び第十二項から前項までに掲げるものの以外のものである。と規定されております。

このように、生乳のみによつて製造されているものが牛乳であるにもかかわらず、中央酪農会議の調査では、多くの消費者が加工乳や乳飲料まで牛乳だと思つて飲んでゐる実態が明らかになりました。乳業メーカーは、輸入脱脂粉乳やバターをベースに乳飲料を製造し、カルシウムやビタミン添加によつて添加価値をつけ、安いコストで生産した乳飲料をあたかもプレミアムがついた牛乳であるかのような印象を与えており、消費者の選択行動はまことに企業の戦略に乗せられてゐるのであります。

報道によりますと、このような紛らわしい牛乳の表示について自民党の皆さんからも強い見直し論が出てゐるというのを聞いています。新聞にも出てゐました。この点、与党、野党の垣根を越えて私も早急な是正を求めたいと思ひますので、これを最後の質問とさせていただきます。お尋ねをいたします。

○説明員(竹中義晴君) 御指摘ありましたように、いわゆる乳等省令の上では、牛乳、加工乳、乳飲料という定義が明確に定められております。牛乳の場合には生乳を使用した上で乳脂肪分三%以上、無脂肪乳固形分八%以上という定義がされてゐるわけでございますが、一方で、飲用乳の表示に関する公正競争規約では、一定の加工乳、乳飲料については商品名として牛乳という表示が認められるという実態になつております。

ただ、その場合に、加工乳、乳飲料といった種類別名称なり原材料名を一括表示して、大きな活

字でわかりやすく表示するようにしなければいけないということになつてゐるわけでございまして、やや紛らわしい面があるわけでございまして、私も関係機関とも連携をとりながら、消費者の牛乳の表示に対する知識の普及に努めていきたいと考えております。

○和田洋子君 ありがとうございます。

○統制弘君 三浦議員、大野議員、和田議員が、私が質問を予定したものをみんな質問されましたので、重複を避けながら御質問申し上げます。

まず、ただいま三十三回の畜産振興審議会が開催されてゐると思ひますが、我々ここで議論する結果がそういう審議会に反映されるのかどうなのか、その辺をまず伺ひたいと思ひます。

○説明員(竹中義晴君) 畜産振興審議会につきましては、本日、食肉部会、明日、酪農部会ということで、それぞれ価格の諮問をさせていたただいた上で議論いただくということになつてゐるわけでございまして、それにならつて畜産振興審議会各部会の総会を開催いたしました。あるいは委員懇談会を開催いたしました。何回かそういう御議論をいただく機会がございます。そういう中では、国会での御議論がどういふものであるか、そういうことも十分に委員の先生方にもお伝えしたり、また委員の先生方からそれに対する御意見があつたりというふうなやりとりがあるわけでございまして。

○統制弘君 確かに、審議会の委員の方々は大変な専門家がたつさんおいでだと思ひます。消費者の立場あるいは生産者の立場あるいは学識経験者の立場、それぞれの立場で御議論をされると思ひますけれども、私どもは、少なくとも衆参両院は何万票かの票をいただいて当選をしてきてゐるわけですから、しかも、それぞれ選挙民は、今、和田議員もおっしゃいました、大野議員もおっしゃいました、あるいは三浦議員もおっしゃいましたけれども、それぞれの立場を我々は十分知つてゐるわけですね。そうだとすれば、少なくともきょうではなくてもっと前にこういう会議が開かれて、

十分その議論が審議会の結論に反映できるようなことを私はやるべきだと思えますけれども、政務次官、いかがですか。

○政府委員(矢野哲朗君) 仰せもつとも、私も先生のおっしゃることに大変理解を示す一人でありたい。いずれにしても、各委員の先生方の御意見も十分反映できるように農林水産委員会の運営ということもあわせて御協議いただきたいながら、今後適切に反映させていただきたい。そのことも我々としても十分努力しなければいけないと考えております。

○純訓弘君 せっかく矢野政務次官からのお答えをいただきました。少なくとも衆参両院がそれぞれの関心を持つていて、それぞれの立場でいろんな議論をする、それらを踏まえて私は適正な結論が出るようにこれからもやっていただきたいといううことを御要望申し上げます。

さて、若干、東京都の宣伝をさせていただきます。

東京都には、この間ここで御披露申し上げましたように、農地もあります。農家もあります。同時に、きょうは畜産の関係でございまして、それを申し上げます。具体的な例を新聞記事から御説明しますと、「都内の養豚農家は一九六〇年に一万二千三百二十一戸あったが、年々減少を続け、九五年には、三十五年後ですと、三十五年後にはわずかに「六十三戸になった」と。たった六十三戸しか今生き延びていないわけです。

そこで、実は私が副知事時代に、平成二年の四月だったと存じますけれども、東京都には畜産試験場があるわけですが、御案内かと存じますけれども、行政は一人でも農家があつて生産意欲があれば手を差し伸べる必要があるわけです。私も大変な窮状におられるそういう畜産農家に対してどういう手だてをすればいいかということを実際に議論しました。私は畜産試験場長に命じて、何とか東京の養豚農家が生き残る道を探してほしい、知恵を出してほしい、こう要請しました。

どうでしょうか、昨年の七月には見事なTOKYO Xという究極の豚肉が完成したわけですが、これは皆さん御存じですか、究極の豚肉。それはやっぱり行政が、先ほど申し上げたように、一戸でも畜産農家があつて意欲があるということであれば、当然のことながら手を差し伸べる必要がある、こういう認識なんです。

そこで、去年の秋にいいよその豚肉が出回った。もう即座に売り切れなんです。それこそ私も我もと、とにかく自分のところに流してほしい、売らせてほしい、こんな要望があるわけなんです。

今、御案内のように畜産農家は非常に困り果てているわけですね。それはなぜかといえば、高い飼料、そしてまた特に都市の場合では環境の問題がある。養豚をやろうと思つても、あるいは牛を飼おうと思つてもなかなか飼えない状況がある。そういう中で、今申し上げたように究極の豚肉がで上がった。

そこで、私はあえてお伺いしたいのは、今いろんな先生方がお話をされました、これから日本の畜産農家が生き延びる道、それは私は容易なことではないと思ひますけれども、農水省としてどういう手だてを講じようと思つておられるのか、その辺のことを伺いたいと思ひます。

○説明員(竹中義晴君) 畜産と申しましてもいろんな畜種がございまして、また地域の条件もさまざまございまして。ですから、なかなか一概に申し上げることは難しいわけですが、先ほどから先生御紹介ございましたように、例えば大都市の大消費地を抱えた地域であるならば、先ほどのような豚の取り組みといったことも大変すばらしいことであらうかと思ひます。私もTOKYO Xというの、個人的な話になりますが、試食させていただきまして、大変高品質なもので、消費者にも高く評価されているというふう聞いております。そういうふうにして、その地域の条件なり消費者のニーズなりを踏まえた対応ということが重要になってくようかと思ひます。

北海道、都府県、その都府県の中でもそれぞれ

の地域によつて条件は違ふかと思ひますが、私どもとしてはそれぞれの地域の条件に合った支援策を講じていきたいと思ひます。

○純訓弘君 東京だけではなく、全国で豚に關して百十二のブランド商品を、商品といひますか作品をつくつて、それぞれが競つておられる、そういう話を私は伺いました。この新聞にも載つておりました。しかし、いざにしてしても、農水省がそういう手だてを講じて行政の側から引っ張つていくということをやらない限り、私は日本の農政のあしたはない、こんなふうには思ひます。

同時に、これは豚肉だけじゃありません。例えば、東京の郊外でわずかに三戸の牛乳を生産する人たちが生クリームの直販をやっている。それも押すな押すな盛況だ。直ちに売り切れ。したがつて、それぞれが知恵を出せば私は立派な農家経営ができるんじゃないかな、こんなふうには思ひます。

しかし、それにしても行政がちゃんとしたリーダー役をやらないとなかなかこういう問題は解決をしないんじゃないか、こんなふうには思ひますので、ぜひこの際、そういう姿勢で農水当局が取り組まれることを御要望申し上げます。

もう一つは、特に都市の場合、今申し上げた養豚業者でも都市計画法の非常な制約があるわけなんです。したがつて、畜舎をつくらうと思つても制約される、それはまあ仕方ないと思ひます。というのは、隣は密集した住宅街。しかし、少なくとも農家は先住者である。それで、後でおいでになつたわけですね。にもかかわらず、いろんな制約があつてなかなか思うように畜舎を新築するだとか、あるいは増床するといひますか、広げるとか拡大するとかというのが非常に難しい状況であります。

そうだとすれば、農水省のこれからのそういう状況に対して、例えば都道府県に対して、あるいは建設省に対して、少なくともこういう都市計画をやつてほしいとか、そういう要請をされるつも

りがあるのかどうなのか、その辺のところを伺わせていただきたいと思います。

○説明員(竹中義晴君) 御指摘の話は恐らく地域のケース・バイ・ケースのことになるんじゃないかと思ひますが、私どもとしても、そういう農家にとりまけて問題があれば、あるいは極端があれば、そういうものはしるべく所管の行政機関の方に伝えていくなり、私どもとしてできることは努力させていただきたいと考えております。

○純訓弘君 実は、究極の豚肉が大変好評でしよう。その理由は何かといへば、抗生物質を使わない、一切もう安全な食品だ。そういう意味では、消費者はTOKYO Xを買ひ求めることがまさに安全な食品を求める、こういうことにつながるというところで、今や引く手あまただ。

そこで、六十三戸の中の二十戸が実はそれを飼つておられるわけですね。ところが、そういう状況になつたために、我々我々も、実は飼ひたい、飼育したい、こういう状況になつておられるわけです。しかも、究極の豚は、普通の出生から販売まで七カ月かかるのを六カ月で製品化される。この一カ月の期間といひますのは畜産農家にとっては大変な期間のようでありまして。

そういう意味で、私は何も東京の豚だけでなく、農水省が全国にそういうことを広めたらどうですか。そして同時に、ウルグアイ・ラウンドのもので痛めつけられている日本の畜産農家に対して、こういう手だてをすれば肉は売れるんだという、付加価値がたぐさある豚肉が売れるんだとか、そういうことを御指導していただければいいか。これに対する所見を伺ひます。

○説明員(竹中義晴君) 有名なところでいひますれば、鹿児島県の黒豚とか、地域地域によつて大変元気に頑張つておられる産地がございまして。そういうところは行政が別に大した御支援をしなくてもやつていかれるところも多いわけですが、私どもとしても、地域地域によつて行政として、たぐいま御指摘がありましたような観点

から、御支援することがあればそれはほとんどんさせていたきたいと考えております。

○統制弘君 農家は農水省が頼りなんです。したがって、農水行政の責任者はすべからずは農家の立場に立って、一生懸命ひとつ農水行政の推進に当たっていただくことを御要望を申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。

○須藤美也子君 私の持ち時間は十分ですので、できるだけ簡潔な答弁をお願いいたします。

まず最初に、搾乳牛一頭当たりの粗収益、所得、そして家族労働の報酬、これが前年に比べてふえているのか減っているのか、簡潔にお願いします。

○説明員(遠藤保雄君) 平成九年の牛乳生産費調査におきます北海道の搾乳牛一頭当たりの粗収益につきましては六十一万六千五百五十二円で前年に比べ一〇%の減少、所得は二十一万六千九百四十四円で前年に比べ六・五%の減少、家族労働報酬は十七万四千三百三十六円で前年に比べ七・八%減少しております。

○須藤美也子君 政府の資料でさへ昨年より粗収入、所得、それから労働報酬、全部減少しております。しかも、加工原料乳価は現在一キロ当たり七十四円二十七銭、二十年前は八十八円でした。ところが、現在七十四円二十七銭、これを据え置いたのか、引き上げるのか、下げるのか、これはあした決まるわけですが、そういう状況の中で農水省は常に他産業並みの所得、だから規模を拡大する、こういう方針を立ててまいりました。

ところが、他産業はどうでしょうか、産業別の労働者の給料は二十年前に比べてほとんどの産業が給料が二倍に上がっているんです。ところが、逆に酪農家の労働者の報酬は下がっている。だから、何のために働いているのかわからない、赤字をつくるために働いているのか、これではやっていけないという悲痛な叫びが上がっているのは当然だと思います。

私は北海道の清水町の酪農家農家のところに行つてまいりました。いろいろ調査をいたしまして

た。そうしましたら、ヘルパー制度があります。一人一日頼むと一万八千円、これはさきまあります。時間にしますと十時間で、時間給で千八百円です。これでヘルパー代が高いとは思いません。しかし、この酪農家農家の場合は借金の元本を返済した差額だけで時間給は二百三十円から二百六十円にしかならない、だからヘルパーを頼みたくても頼めない、命を削って働かなくちゃならない、これが現状だと言っているんです。こういう政府の統計あるいはこういう現状を踏まえて、乳価は当然引き上げるべきだと思ふんですけれども、政務次官、どうでしょうか。

○政府委員(矢野哲朗君) 先生御承知のとおり、加工原料乳の保証価格、これは加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づいて加工原料乳地域の生乳の再生産を確保する、このことを旨として定められておるわけでありまして、御指摘のとおり、十年度の保証価格算定の基礎となる北海道の平成九年度生乳生産費は一キロ当たり一円二十六銭上昇しております。そして、これは流通飼料が一円六十三銭増加した結果でありまして、それ以外の経費は三十七銭減少しているという結果であります。この生産費を基礎としてその後の流通市場価格の動向、今後の動向でありますね、加えて、その他物財費の物価状況などを踏まえて試算を現在行っているところであります。

大変適切な悪い答弁になるかもしれないけれども、あすの畜産振興審議会の意見をちょうだいして、その結果、適正に決定をさせていただきたい、今そういうふうな状況にあると思ひます。

○須藤美也子君 そういう現場の酪農家の現状を踏まえてぜひ検討して強い要望をさせていただきたい、こういうことをお願いしたいと思ひます。

それから、平成八年一月に農水省で出した酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針があります。この内容を見ますと、二〇〇五年までに乳牛で百九十八万頭、それから肉用牛では四百三十三万頭、これまでふやすと言っているんです。こういう目標を掲げているんです。

ところが、現状はどうでしょうか、この十年間で酪農家戸数は半分に激減をいたしました。WT O協定以来この三年間で頭数を見ますと、乳牛では十二万二千頭減りました。肉用牛では十一万九千頭減つてしまいました。この基本方針を出してから二年余りですけれども、この二年間の間にも下降線をたどっている、歯どめがついていない、歯どめがかからない、これでは二年間でもう既に基本方針は行き詰まってしまうたのではないでしようか、その点どうですか。

○政府委員(矢野哲朗君) 生乳の生産量、年ごとの増減は多少見られます。しかし、基本方針の目標に向けて緩やかな増加傾向をたどっていることも事実であります。また、乳牛の飼養頭数は平成五年度以降御指摘のとおり減少しております。そして、基本方針の目標を下回っているところでありまして、これは生産者団体が需要の動向に即した自主的な計画生産を行っている中で乳製品の需要は拡大している一方、飲用の需要が天候不順等の影響によつて伸び悩んでいるのも事実であります。乳牛一頭当たりの生乳生産量が増大していること等によるものとも考えられます。

いづれにせよ、基本方針については、平成八年一月に策定してスタートして二年でありまして、今後とも基本方針の目標に向け、生産、流通、消費にわたる各般の施策の推進に努めてまいり所存であります。

○須藤美也子君 せっかくつくった基本方針ですから、これを絵にかいたもちにはしないであらう。これを実際にやれるようにするには、このままだと行かぬままです。減少は続く、酪農家はもう借金返済できなくてやめたい、こういう農家がたかきさんいるわけですから、そのために私は清水町に行つたとき、専業農家で乳価がキロ九十六円四十八銭でなければやめていけない、皆さんの賃金は二十年間で二倍にも上がった、ところが乳価は逆に二十年前に逆戻りした、これでは本営に酪農を育成していくという姿勢は見られない。そういう点で、この基本方針を本営に実施していく

ためには、第一に価格保証、価格を政府が責任を持って保証する、これが重要な問題になっております。

この間、清水町では昨年の暮れからことしの新年にかけて酪農家が二人自殺いたしました。負債を抱えて借金を返せない、行き詰まつての自殺であります。そういう点で、二つ目は負債対策であります。莫大な負債を抱えております。そのために政府はこの負債対策として一括して低利のものに借りかえをする総合的な対策を立てる、これが二つ目。

三つ目は環境問題です。先ほど来いろいろおっしゃっております。しかし、乳価は下がり、設備投資には莫大な金がかかる。しかも、安全問題、環境保全の問題では、これは消費者も含めて国民的な課題なんです。そういう点で、環境問題に対する施設については農民負担にせず、国が責任を持つて国民的な課題にこたえていく、そういうこととに積極的に取り組むならば、私はこの近代化方針を実現するという希望を酪農家の皆さんに与えることができるかと確信いたします。

最後にその答弁をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○説明員(竹中美晴君) 価格につきましては先ほど政務次官から申し上げましたので、金融関係と環境関係について御説明申し上げます。

借入金金の償還が困難になりました酪農経営に対する金融対策といたしましては、既往負債の借りかえ等も可能な長期低利の自作農維持資金とか大家畜経営活性化資金、さらには農家負担軽減支援特別資金等の融通をしておるところでございます。これらの金融措置を有効に活用することによりまして、酪農経営の安定、体質強化を図つてまいりたいと考えております。

家畜ふん尿の環境問題でございます。家畜ふん尿につきましては、これを堆肥化して農地に還元していくというリサイクル利用が基本であると考えております。そのために、これまで家畜ふん尿の処理利用施設や機械、これらにつ

きましての助成措置やら、あるいはまた個人の場合にはリースでありますとか低利融資、もろもろの措置を講じているところでございます。そうした措置によりまして、畜産環境対策を今後とも充実させていきたいと考えております。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田であります。

今、須藤委員の質問に対しまして大体共通するところもございまして、その延長線上で御質問させていただきたいと思っております。

どちらかといいますと、飲用乳は少々減っております。乳製品の方が少しふえてきているという状況の中ではあるけれども、昨年、加工限度数量二百四十万トンに対して二百三十七万トンと、二百四十万トンまで達成しなかったという状況であるようにありますが、今日までの十年間の間にどちらかという生産調整さきに行ってきた状況ではなからうかなというふうに思っています。その中で、特に現場では乳肉複合経営というものにどちらかというところ数年重点を置いてきた。

そこで、今一番私が心配をいたしておりますのは、後継牛がどんどん少なくなってきたことと。今、須藤先生がおっしゃられたようなことに相通ずるものがあるわけですが、実は今数字を申し上げますと、昨年の平成九年二月現在の乳牛頭数は百八十九万七千頭、そのうち経産牛が百二十万四千頭であります。この百二十万四千頭の中で現在は種をつける、これが黒毛和牛の方の種をつけるのが五〇％ほどとなってきたおつて、実際、ホルスをつけるのが約五〇％ぐらいというふうに私は見ております。

そうしますと、百二十万頭生まれた中で、六十万頭はF₁、残りの六十万頭のうちの半分がホルスの雄と雌ということで三十万頭分がホルスの後を引き受けるいわゆる搾乳牛になっていく。少なくとも、三十万頭じゃなくて三十六万頭以上は、三〇％以上はなからぬと私は現状維持できないというふうに思っております。と申ししますのも、一頭当たりの生まれる子供の平均は二・

八だというふうに思っておりますけれども、三にいつておりません。そういうことからいたしますと、その状態でさえも不足であるというふうに思うわけでありまして。

そして、特にこれは熊本県の実情であります。最近とみにまたこの黒毛和牛の精液を實際六〇％が種つけているわけでありまして、そうしますと、どどんF₁の方が余計出てきて、後を継ぐ後継牛の方にどどんしけ寄せが来ている。現に六〇％の黒の精液を種つけている、その上に昨年よりも一四％ほどの精液の利用が減ってきたというところは、種つける牛がそれだけ頭数が少なくなってきた。一万頭あれば八千四百頭分しか種つけていないというようなことでありますから、十カ月間腹の中で子供を育てて、そして生まれて約二年たない乳が出ませんから、そうしますと、三年後は私は大変な後継牛不足になるんじゃないかなという心配をいたしております。

須藤先生がおっしゃられました百八十九万頭の現状から、二〇〇五年には百九十八万というところで、十萬頭ふやすという計画でありますけれども、まさにそれと逆行する状況に至っておりますのではないかとこのように思っていますので、その後継牛対策について簡単に御答弁を願いたいと思っております。

○説明員(竹中実晴君) 搾乳牛頭数の問題でございますが、これは生乳の需給動向等を反映いたしまして増減をいたしております。通常、酪農家は後継牛の確保に加えて、供用産次の調整等によりまして時々状況に対応しているわけでございます。

そういうことからいいますと、後継牛の確保ということとは酪農経営の基礎的な部分でございますので、後継牛と交雑種の生産は牛群の改良、初妊牛と交雑種の需給、価格等を勘案しながら、基本的には酪農家みずからその経営判断で行うものと考えております。そういう面では、行政サイドといたしましては、

雌牛の能力を把握する牛群検定を推進いたしますとともに、乳用牛への黒毛和種の授精状況を現在四半期ごとに調査をして公表いたしております。酪農家における計画的な後継牛と交雑種の生産を支援しているところでございます。

○阿曾田清君 原因は何かというところ、乳肉複合経営の方々がとらえている点は、一番ネックになっているのは、F₁で生まれてきた子供の値段がもう既にその時点で相当の差があるんです。いわゆる黒毛和牛の場合、これは一カ月後で二十三万、雌の場合は十八万でしよう。F₁の場合は十三万、これは雄、雌の場合は八万です。ホルスの場合は三万です。そして、今度の保証基準価格のところでも平成十年も据え置きということになりますけれども、乳用種の中に十五万六千が保証基準価格ですね。この保証基準価格はF₁とホルスの部分を足してその平均が十五万六千を超えているからそれでいいんだと、こういうことになっていきますけれども、実際そのときはホルスは十二万から三万、F₁は二十二、三万しているわけなんです。

私がここでお願いしたいのは、生まれてきたF₁と乳雄との価格差、先ほど申し上げました十三万と雌の場合八万、生まれたときにホルスの場合は三万ですから、少なくとも三万から五万を、乳雄のぬれ子のときにそれだけの対策を、支える対策を三万から五万、価格対策としてやっていただけたらというのが一点です。

もう一点は、六カ月たつて子牛を売るときに、F₁と乳ホルスとを一緒に足したところで十五万六千を超えているから、実際は超えていないんですよ、ホルスの値段は、ですから、F₁の方が高くなっていきますからこれは問題ないわけですが、ホルスの値段を十五万六千の最低価格で、いわゆる保証価格で買上げていくというようにすることを出せば必ず私は、F₁をつくることと、ホルスの種をつけていっても農家の方々は損得はないというふうに動いていくと思っております。少なくとも

も二十頭から三十頭を持っている熊本県の平均としますと二、三百万違ってくるんです。短期的に、一年間の収益が、ホルスを種つけたのとF₁をつけたのでは。

そういう意味で今の二点、どうぞ、ぬれ子の段階で、乳ホルスについてのぬれ子に対する三万から五万の価格対策、もしくは保証基準価格の中で十五万六千をホルスの子牛価格として保証していただきたいということを強く要望をいたし、お答えをいただきたいと思っております。

○説明員(竹中実晴君) 二点御指摘がございましたが、要するに、現在の肉用子牛生産者補給金制度の中で一つのグループになっている肉専用種以外の品種の中に一緒に乳用種、交雑種が含まれていくわけでございますが、その乳用種を取り出して扱うということにならうかと思うわけでございますが、この問題につきましては私どもかねがねいろいろ御提案なり御意見を承って勉強をさせていただきまして。

ただ、現在の時点で私どもの考えをいたしましては、交雑種と乳用種の子牛の価格差というのは補給金制度の発足以来非常に大きく変動してきております。市場における品種としての評価というのがなおまだ確立したとは言いがたいのではないか、いまだ価格動向を見きわめる必要があるのではないかとこのように一つでございます。

それから、現実問題として、交雑種、F₁と乳用種との確実かつ簡便な品種の証明方法がなかなか確立されていないということで、補給金制度という制度を運用していく上では不可欠になります品種の証明ということが実際上なかなか難しい、こういった問題があるわけでございます。

したがって、現在のところは肉専用種以外の品種のグループにF₁も乳用種も含めて運用しているわけでございますが、これを分離して扱うというのはいまなかなか難しいことではないかと考えております。

○委員長(松谷重一郎君) 時間です。

○阿曾田清君 三年後、私が予想したとおりにな

つていきますよ。ですから、この時点でちゃんとしたという農家の方々の取り組みがホルスでも、ホルスはちゃんと後継牛をつくっていくんだという裏づけをとってやらないと、結果論としてそう言ったときには私は大変なことになるうということに注意申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○委員長(松谷重一郎君) 本件に対する質疑はこの程度といたします。

○委員長(松谷重一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、浦田勝君が委員を辞任され、その補欠として釜本邦茂君が選任されました。

○委員長(松谷重一郎君) 和田洋子君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。和田洋子君。

○和田洋子君 私は、自由民主党、民友連、公明社会民主党・護憲連合、日本共産党、自由党の各派及び各派に属しない議員石井一二君の共同提案による畜産物価格等に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

畜産物価格等に関する決議(案)

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、ウシ・ブタ・鶏・ラウンド合意による牛肉及び豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、担い手の減少、高齢化の進行、畜産環境問題の深刻化等極めて厳しい情勢に直面している。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成十年度畜産物価格の決定に当たっては、次の事項の実現に万端遺憾なきを期すべきである。

一 新たな農政の指針の策定に当たっては、我が国畜産・酪農の持続的発展を目指す観点に立って、その役割の重要性を明確にするとともに、生産振興及び経営安定を図る政策を確立すること。

二 加工原料乳保証価格については、農家が意

欲と希望を持つて営農に取り組めるよう、再生産の確保を旨として適正に決定することと、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。

また、生乳の需給調整対策、国産ナチュラルチーズ、生クリームの生産振興等の対策を講ずるとともに、ゆとりある経営の実現に向け、酪農ヘルパー、コントラクターへの支援対策を今後とも積極的に推進すること。

三 牛肉及び豚肉の安定価格については、畜産農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。

四 飼料をめぐる情勢を踏まえ、配合飼料価格安定対策の適切な運用を図るとともに、政府操作飼料については、需給事情を踏まえた安定確保を図ること。

また、新たな政策の検討に当たっては、畜産農家が必要な飼料を確保できるよう措置すること。

五 畜産業の発展に資するため、経営継承対策、負債対策、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、堆きゅう肥の生産・流通促進対策、家畜改良促進対策、家畜衛生・防疫対策等を総合的に推進するとともに、食肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(松谷重一郎君) ただいま和田洋子君から提出されました決議案を議題とし、採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松谷重一郎君) 全会一致と認めます。よって、和田洋子君提出の決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、矢野農林水産政務次官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。矢野農林水産政務次官。

○政府委員(矢野哲朗君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨に従いまして、最近の畜産をめぐる情勢を踏まえつつ、十分検討してまいり所存でございます。

○委員長(松谷重一郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(案)

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁業協同組合合併促進法

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「資するため」の下に、「漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(基本構想)
第一条の二 全国の区域を地区とする漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法(昭和二

十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの(以下「全国連合会」という。)は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合(同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。)の合併の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることができ、

2 基本構想においては、組合の合併の促進に関する基本的な方向及び組合の合併を促進するために講じようとする措置の基本となるべき事項を定めるものとする。

3 国は、全国連合会に対し、基本構想の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(基本計画)

第一条の三 都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合連合会(全国連合会の会員であるものに限り)であつて、水産業協同組合法第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの(以下「都道府県連合会」という。)は、基本構想に基づき、当該都道府県連合会を直接又は間接に構成する組合の合併の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に届け出ることができ、

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 組合の合併の促進に関する目標

二 組合の合併の促進を図るための措置に関する事項

三 合併に係る組合が行う事業の強化に関する事項

四 その他必要な事項

3 都道府県は、都道府県連合会に対し、基本計画の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

和二十三年法律第二百四十二号第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）を「組合」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、合併後の組合の安定的な事業経営を確保するため必要があるときは、合併及び事業経営計画において前項に規定する事項のほか、固定した債権の償却に関する方策を定めることができる。

第四条の二第二項中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（合併及び事業経営計画の樹立等に関する援助）
第四条の三 都道府県は、組合に対し、合併及び事業経営計画の樹立及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、前項の援助を行う場合において、関係市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

第六条第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合が第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に合併した場合における合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、第一項中その合併に係る合併後の組合とあるのは、「その合併に係る合併後の組合（その組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十六年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合）」とする。

（施策の実施に当たつての配慮）
第七条 国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たつては、組合の合併が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

（合併の協議に関する助言及び指導）
第八条 都道府県知事は、漁業の振興等を図り、かつ、漁業に関する協同組織の健全な発展を図るため特に必要があると認めるときは、組合に対し、合併に関する協議を行うことにつき、必要な助言及び指導をすることが出来る。

（都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定）
第九条 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するに必要な助成を行うことを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県漁業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（推進法人の業務）
第十条 推進法人は、当該都道府県の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 合併に係る組合が第四条第二項の規定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置

置として譲渡する固定した債権の取得、管理及び回収を行うこと。

二 合併後の組合が第四条第二項の規定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

三 前二号の措置の計画的な実施に関する指導を行うこと。

四 合併に係る組合の財務の管理に関する照会及び相談に応ずること。

五 組合の財務の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（事業計画等）
第十一条 推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督等）
第十二条 都道府県知事は、第十条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、推進法人が第十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第九条第一項の指定を取り消すことができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により第九条第

一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（合併認可の特例）
第十三条 第四条第二項の規定に係る組合は、当該合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施しようとする措置が、推進法人に対し固定した債権を譲渡しようとするものであるとき又は金融機関が推進法人から利子補給金を受けて行う資金の貸付けを受けようとするものであるときは、推進法人の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する組合が同項の承認を受けていない場合には、水産業協同組合法第六十九条第二項の認可を行つてはならない。

（負担金についての損金算入の特例）
第十四条 推進法人が行う第十条第一号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

附 則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）
2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号（八十九の三）中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に、「認定する」を「認定し、都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定に関する事務を行い、都道府県漁業協同組合合併推進法人から必要な報告を徴し、及びその業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）
3 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方自治法の一部改正）
2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の十七第一項中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に改める。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

4 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

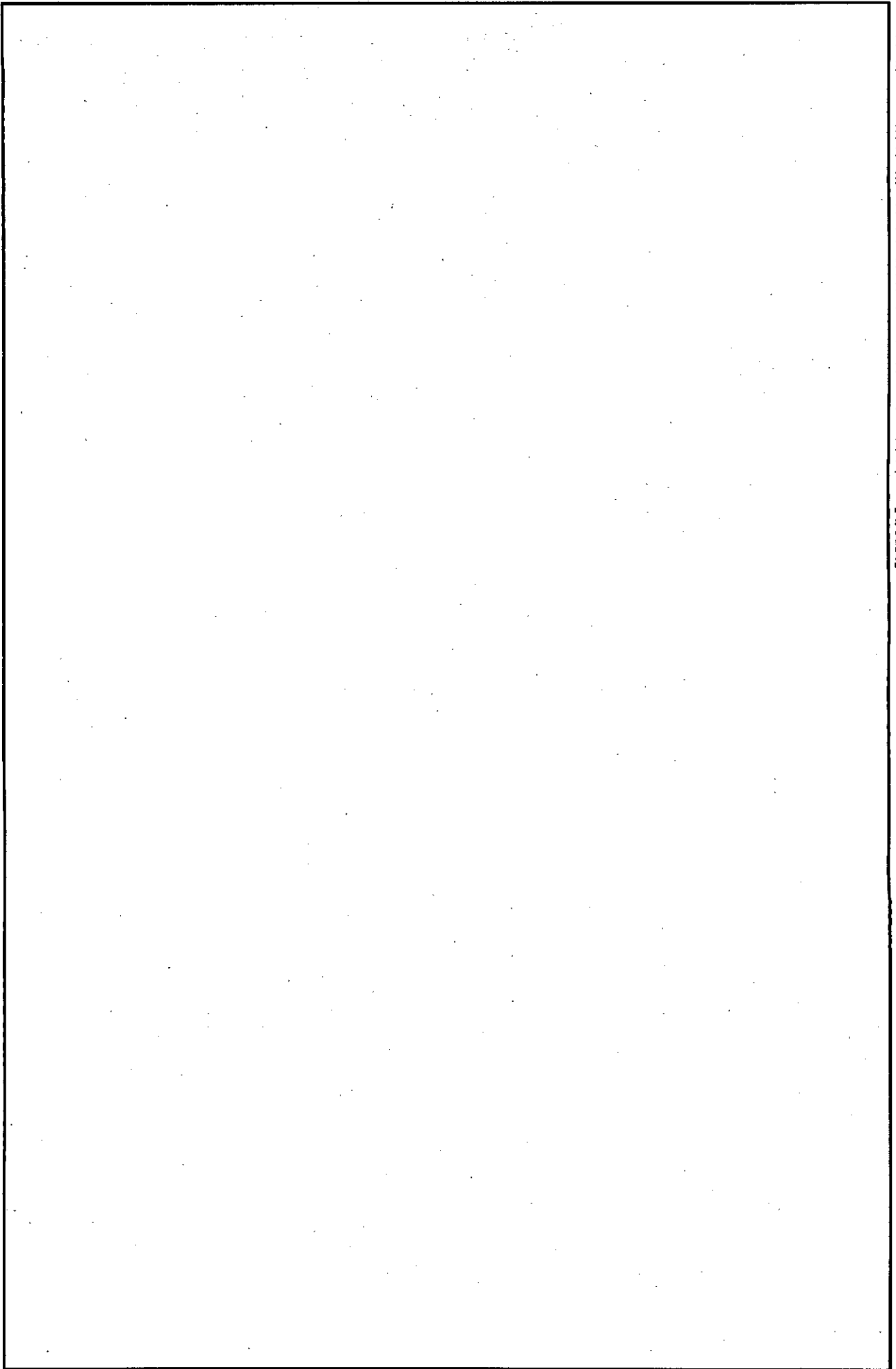
附則第四条第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組合合併助成法第二条」を「漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第二条」に改める。

附則第十八条第七項及び第二十三条第十六項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組合合併助成法第二条」を「漁業協同組合合併促進法第二条」に改める。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減税額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績等をもとに推計すると一合併組合当たりで約千九百万円と見込まれる。

また、都道府県漁業協同組合合併推進法人へ負担金を支出する場合の課税の特例による法人税の減税額は、一合併推進法人当たりで平年度約五百万円と見込まれる。



平成十年四月六日印刷

平成十年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K